

健診を受診して帰る際、院内受付にてタクシー利用助成券発行について申し出、乗車時にその助成券を運転手に提出してください。

タクシー料金の支払いは、助成券一枚につき500円をご負担ください。それ以上の金額については、町が助成しません。



【注意】
買い物など個人的な寄り道区間および待ち時間の料金は、500円に上乗せされて利用者負担となります。

問い合わせ先…住民課保険窓口班
健診タクシー係

大豊町にお住まいの外国人住民の方も 住基カードの交付を受けられます

7月8日から、外国人住民の方について住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)の運用が始まり、外国人住民の方に11桁の住民票コードが通知されます。これにより次のような行政サービスを受けることができます。

- 住民基本台帳カード(住基カード)の交付を受けることができます。(写真付きの住基カードは公的な証明書として使えます。交付を受けるには申請手続きが必要で、交付手数料は一枚500円)
 - お住まいの市区町村以外でも住民票の写しの交付を受けることができます。
- 詳しくは法務省HPをご覧ください。

問い合わせ先…住民課保険窓口班 住民票係

ひとり親家庭への 医療費助成制度について

ひとり親家庭、またはそれに準ずると認められる家庭の保護者と18歳までのお子さんの医療費を助成します。

平成24年度に交付されている方で、平成25年度も引き続き交付対象となられる方には、保険証と一緒に減額認定証を郵送します。

新たに申請をされる方は、保険証・印鑑を持って役場へお越しください。

※平成24年度に減額認定を受けている方で平成25年8月1日時点の世帯課税状況により却下となる場合があります。また、減額認定証の交付前にかのぼつての適用はありません。

※有効期限の過ぎた保険証および減額認定証は、無効となり使用できませんので、個人情報情報が漏れないようご自分で処分していただくか、役場へ返却していただくようお願いいたします。

平成25年度後期高齢者医療保険料について
平成24年中の所得に基づき、7月に平成25年度の後期高齢者医療保険料を決定し、保険料決定通知書を送りますので、保険料額、徴収方法についてご確認いただき、納付書払い(普通徴収)の方は納め忘れないようお願いいたします。

- ①7月から12月まですべてを納付書で収める方(普通徴収)
- ②7月～9月の3回を納付書で収め10月からは年金からの天引きとなる方(普通徴収+特別徴収)
- ③年6回の年金支給月にすべて年金からの天引きとなる方(特別徴収)

昨年まで年金からの天引き(特別徴収)で収められていた方でも、金額によって徴収方法が変更され納付書払い(普通徴収)に変わる場合がありますので、ご注意ください。

問い合わせ先…住民課保険窓口班
後期高齢者医療係

対象は医療保険に加入している方で、世帯全員の所得税が非課税の方です。昨年、所得税課税世帯のため助成を受けられなかった方や助成対象者であると思われるのに申請をされていない方は、新たに申請をしてください。

【申請に必要なもの】
申請書および同意書
印鑑
健康保険証(対象者全員)
※その他、必要に応じて提出する書類がありますので、詳しくは左記までお問い合わせください。



問い合わせ先…住民課福祉班 杉本

限度額適用認定証と 標準負担減額認定証について

入院などの高額な医療費が見込まれる場合には、あらかじめ「限度額適用認定証」を医療機関に提示すると、医療機関窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

また、住民税非課税世帯の方が入院をする場合には、「標準負担減額認定証」を医療機関に提示すると、入院時の食事代の自己負担が減額されます。

「限度額適用認定証」と「標準負担減額認定証」は、申請により交付します。年齢と住民税の課税状況によって、交付される認定証と自己負担限度額の区分が異なります。

- 【70歳未満の被保険者】
住民税課税世帯：限度額適用認定証(水色)のみ
住民税非課税世帯：限度額適用認定証(水色)と標準負担減額認定証(白色)の2枚
- 【70歳以上の被保険者】
住民税課税世帯：認定証は交付されません

各種健診の受診券等を発送しました

- ◆40歳以上74歳までの国保の方に
「特定健康診査受診券」
 - ◆75歳以上で健診の申し込みをされた方に
「健康診査受診券」
 - ◆がん検診の申し込みをされた方に
「がん検診受診票」
- を6月末にお送りしています。
- 申し込みをしたのに受診券等が届いていないという方がおいましたら、健康づくり班まで連絡をお願いします。受診の際は、これらを必ず持参してください。

国民年金保険料免除等の申請について

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者(30歳未満)納付猶予制度」があります。保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態や、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

申請書は、年金事務所または市区役所・町村役場の国民年金担当窓口にありますので、住民登録をしている市区役所・町村役場の国民年金担当窓口へ申請してください。

平成25年度の免除等の受付は7月1日から開始され、7月から平成26年6月までの期間を対象として審査します。申請は原則として毎年度必要です。

ただし、7月に申請する場合は、平成24年7月から平成25年6月分までの期間(前一年間分)についても申請することができます。7月に前一年間分の免除等も申請される場合は、申請書を2枚提出されるようお願いいたします。

問い合わせ先…南国年金事務所

088-864-1111

住民税非課税世帯：限度額適用・標準負担減額認定証(きみどり色)

現在、限度額適用認定証や標準負担減額認定証を交付されている方は、平成25年7月31日が有効期限です。更新の必要な方は申請をしてください。

標準負担減額認定証については、入院期間が90日を越えた場合、再度申請をすると入院時の食事代がさらに減額となる場合があります(詳しくは国保係へお問い合わせください)。

★申請に必要なもの

- ・保険証
- ・印鑑
- ・お持ちの認定証(更新の方)
- ・3カ月分の病院の領収書、入院期間の証明書など(入院が90日を越えた場合)

申請は住民課保険窓口班国保係で受け付けています。

※所得の申告をしないと認定証が交付できません。

※特別の事情がないのに国保税を滞納している方には認定証は交付されません。



問い合わせ先…住民課保険窓口班 国保係

後期高齢者医療の被保険者の方へ 8月1日から後期高齢者医療 被保険者証(保険証)が変わります

新しい保険証は表面の色が「水色」です。

8月からお使いいただく保険証は、7月下旬に被保険者の皆さんへ郵送します。保険証が届きましたら記載内容をご確認ください。

現在の保険証は有効期限が「平成25年7月31日」となっていますので、8月以降は使用できません。

入院時の食事代等の減額制度について
町・県民税非課税世帯に属する方は、申請により「限度額適用・標準負担減額認定証」が交付されます。こ

町民向けIT講習会

「きこかけ」始めるなら今ですよ いまさら聞けないパソコン超基礎

「これからパソコン始めてみたい」という方や「パソコンを覚えたいけど苦手」、「パソコンを買いたいけど何を買えばいいのかわからない」等、そんな方のために、いまさら聞けないパソコン超基礎の講習会を開催します。

講習会後には、パソコンや携帯などの情報機器の操作方法や、インターネットの利用方法などの相談を1時間程度受け付けます(何度同じ事を聞いても、丁寧に対応します)。



- 【日時】 8月17日(土)午後1時～3時30分
- 【場所】 大豊町中学校 3階パソコンルーム
- 【内容】 パソコンについて(基礎知識)

- 操作の基本(マウス、文字入力の方法)
 - インターネットを利用してみましょう
 - 【講師】 情報普及指導員(教育委員会所属)
 - 【定員】 15人程度(最低5人で開催)
 - 【対象者】 パソコン初心者、高齢者の方向け
 - 【参加費】 無料
 - 【申し込み締め切り】 7月31日(水)
 - 【申し込み方法】 教育委員会へ電話申し込み
 - 【次回予告】 9月下旬
- 最新機器を使ってインターネットを体験しよう!

申し込み問い合わせ先…教育委員会 村田

72-0458